

## 議案第7号

### 飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中第63号を第65号とし、第53号から第62号までを2号ずつ繰り下げ、同表第52号中「第19号」を「第21号」に改め、同号を同表第54号とし、同表第51号中「第49号」を「第51号」に改め、同号を同表第53号とし、同表第50号中「第19号」を「第21号」に改め、同号を同表第52号とし、同表第49号中「第51号」を「第53号」に、「第53号」を「第55号」に改め、同号を同表第51号とし、同表第48号中「第54号」を「第56号」に改め、同号を同表第50号とし、同表第47号中「第19号」を「第21号」に改め、同号を同表第49号とし、同表中第46号を第48号とし、同表第45号中「第19号」を「第21号」に改め、同号を同表第47号とし、同表中第44号を第46号とし、第43号を第45号とし、第42号を第44号とし、同表第41号中「第19号」を「第21号」に改め、同号を同表第43号とし、同表中第40号を第42号とし、同表第39号中「第19号」を「第21号」に、「第41号、第45号、第47号、第50号及び第52号」を「第43号、第47号、第49号、第52号及び第54号」に改め、同号を同表第41号とし、同表第38号中「第40号」を「第42号」に改め、同号を同表第40号とし、同表中第37号を第39号とし、第20号から第36号までを2号ずつ繰り下げ、同表第19号中「第39号、第41号、第45号、第47号、第50号又は第52号」を「第41号、第43号、第47号、第49号、第52号又は第54号」に改め、同号を同表第21号とし、同表中第18号を第20号とし、第7号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、同表第6号中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を、「受理書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したも

の1件」に改め、同号を同表第8号とし、同表第5号中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同表第7号とし、同表中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

<p>6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
--	----------------------------	-------------------------------------

別表第2第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同表第4号とし、同表第2号の次に次の1号を加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。第6号において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
---	----------------------------	-------------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	省略		1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスク</u> をもって調製された <u>戸籍</u> に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	省略	
2 省略			2 省略		
3 <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行</u> (情報通信技術を活用した行	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</u> 400円			

政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項

を証明する戸籍  
の謄本若しくは  
抄本又は戸籍証  
明書の請求を行  
う場合における  
当該発行を除  
く。)

4 戸籍法第12

省略

条の2において  
準用する同法第  
10条第1項若  
しくは第10条  
の2第1項から  
第5項までの規  
定若しくは同法  
第126条の規  
定に基づく除か  
れた戸籍の謄本  
若しくは抄本の  
交付又は同法第  
120条第1項、  
第120条の2  
第1項若しくは  
第126条の規  
定に基づく除籍  
証明書の交付

5 省略

6 戸籍法第120

条の3第2項の  
規定に基づく除

除籍電子  
証明書提  
供用識別

除籍電子証明書提供用識  
別符号1件につき  
700円

3 戸籍法第12

省略

条の2において  
準用する同法第  
10条第1項若  
しくは第10条  
の2第1項から  
第5項までの規  
定若しくは同法  
第126条の規  
定に基づく除か  
れた戸籍の謄本  
若しくは抄本の  
交付又は同法第  
120条第1項  
若しくは第126  
条の規定に基づ  
く磁気ディスク  
をもって調製さ  
れた除かれた戸  
籍に記録されて  
いる事項の全部  
若しくは一部を  
証明した畫面の  
交付

4 省略

<u>除籍電子証明書 提供用識別符号 の発行(情報通信 技術を活用した 行政の推進等に 関する法律第7 条第1項の規定 により同法第6 条第1項に規定 する電子情報処 理組織を使用す る方法により除 籍電子証明書提 供用識別符号の 発行を行う場合 (当該発行に係 る除籍電子証明 書の請求が同項 の規定により同 項に規定する電 子情報処理組織 を使用する方法 により行われた 場合に限る。)に おける当該発行 及び除籍電子証 明書提供用識別 符号の発行に係 る除籍電子証明 書の請求を行う 者が同時に当該 除籍電子証明書 が証明する事項 と同一の事項を 証明する除かれ</u>	<u>符号発行 手数料</u>
--	---------------------

<p>た戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>					
<p>7 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>省略</p>		<p>5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>省略</p>	
<p>8 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定</p>	<p>届書その他受理書類又は届書等情報の内容を</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円</p>	<p>6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定</p>	<p>届書その他受理書類の閲覧手数料</p>	<p>書類1件につき 350円</p>



に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	表示したものの閲覧手数料
9 省略	
10 省略	
11 省略	
12 省略	
13 省略	
14 省略	
15 省略	
16 省略	
17 省略	
18 省略	
19 省略	
20 省略	
21 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請(第41号、第43号、第47号、第49号、第52号又は第54号に規定する審査に係る	省略

に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	
7 省略	
8 省略	
9 省略	
10 省略	
11 省略	
12 省略	
13 省略	
14 省略	
15 省略	
16 省略	
17 省略	
18 省略	
19 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請(第39号、第41号、第45号、第47号、第50号又は第52号に規定する審査に係る	省略

ものを除く。)又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

31 省略

32 省略

33 省略

34 省略

35 省略

36 省略

37 省略

38 省略

39 省略

40 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の

長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限

ものを除く。)又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

31 省略

32 省略

33 省略

34 省略

35 省略

36 省略

37 省略

38 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の

長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限

<p>認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</p>		<p>る。第42号において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合 (7)~(4) 省略 イ 省略</p>	<p>認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</p>		<p>る。第40号において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合 (7)~(4) 省略 イ 省略</p>
<p>4.1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p>	<p>建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第21号</u>で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第21号</u>で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額 (7) 省略 (4) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土</p>	<p>3.9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p>	<p>建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第19号</u>で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第19号</u>で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額 (7) 省略 (4) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土</p>

		交通大臣の認定を受けたプログラム（第43号、第47号、第49号、第52号及び第54号において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの 120,700円			交通大臣の認定を受けたプログラム（第41号、第45号、第47号、第50号及び第52号において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの 120,700円
<u>42</u> 省略			<u>40</u> 省略		
<u>43</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)	建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(4) 省略	<u>41</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)	建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(4) 省略
<u>44</u> 省略			<u>42</u> 省略		
<u>45</u> 省略			<u>43</u> 省略		
<u>46</u> 省略			<u>44</u> 省略		

<p>4.7 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(同法第54条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p>	<p>建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第21号</u>で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第21号</u>で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額</p> <p>(7)~(4) 省略</p>
---	---	---

4.8 省略

<p>4.9 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に</p>	<p>建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第21号</u>で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第21号</u>で定めるところにより算定した金額</p>
--	---	--

<p>4.5 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(同法第54条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p>	<p>建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第19号</u>で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第19号</u>で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額</p> <p>(7)~(4) 省略</p>
---	---	---

4.6 省略

<p>4.7 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に</p>	<p>建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第19号</u>で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、<u>第19号</u>で定めるところにより算定した金額</p>
--	---	--

<p>よる建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p>		<p>及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額 (7)~(4) 省略</p>	<p>よる建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p>		<p>及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額 (7)~(4) 省略</p>
<p>5.0 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合  (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 a 床面積の合計 (市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以</p>	<p>4.8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合  (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 a 床面積の合計 (市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以</p>

		<p>下この号及び第 56号において 同じ。)が300 平方メートル未 満のもの 11,000円 b 省略 (イ) 省略 イ～ウ 省略</p>			<p>下この号及び第 54号において 同じ。)が300 平方メートル未 満のもの 11,000円 b 省略 (イ) 省略 イ～ウ 省略</p>
<p>5.1 建築物のエ ネルギー消費性 能の向上に關す る法律第34条 第1項の規定に 基づく建築物エ ネルギー消費性 能向上計画の認 定の申請に対す る審査(次号に規 定する審査を除 く。)</p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 認定申請 手数料</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲 げる額を合算して得た金 額 ア 建築物エネルギー消 費性能向上計画が建築 物のエネルギー消費性 能の向上に關する法律 第35条第1項各号に 掲げる基準に適合して いることを示す書類又 はこれに類する書類と して市長が別に定める ものが提出された場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分 次に掲げる区分に 応じそれぞれ次に 定める額 a 床面積の合計 (市長が別に定 める建築物につ いては、共用部分 の床面積を除く。 b 及びイ(イ)、第 53号ア(イ)及び</p>	<p>4.9 建築物のエ ネルギー消費性 能の向上に關す る法律第34条 第1項の規定に 基づく建築物エ ネルギー消費性 能向上計画の認 定の申請に対す る審査(次号に規 定する審査を除 く。)</p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 認定申請 手数料</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲 げる額を合算して得た金 額 ア 建築物エネルギー消 費性能向上計画が建築 物のエネルギー消費性 能の向上に關する法律 第35条第1項各号に 掲げる基準に適合して いることを示す書類又 はこれに類する書類と して市長が別に定める ものが提出された場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分 次に掲げる区分に 応じそれぞれ次に 定める額 a 床面積の合計 (市長が別に定 める建築物につ いては、共用部分 の床面積を除く。 b 及びイ(イ)、第 51号ア(イ)及び</p>

		イ(イ)並びに第55号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円 b 省略 (ウ) 省略 イ～オ 省略			イ(イ)並びに第53号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円 b 省略 (ウ) 省略 イ～オ 省略
5.2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(同法第35条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)	建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、 <u>第21号</u> で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、 <u>第21号</u> で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(イ) 省略	5.0 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(同法第35条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)	建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、 <u>第19号</u> で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、 <u>第19号</u> で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(イ) 省略
5.3 建築物のエネルギー消費性	建築物エネルギー	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金	5.1 建築物のエネルギー消費性	建築物エネルギー	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金



能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	消費性能向上計画変更認定申請手数料	額。ただし、新たに追加される建築物については、 <u>第51号</u> 金額の欄に定める額とする。 ア～オ 省略
<u>5.4</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)	建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、 <u>第21号</u> で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、 <u>第21号</u> で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(4) 省略
<u>5.5</u> 省略		
<u>5.6</u> 省略		
<u>5.7</u> 省略		

能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	消費性能向上計画変更認定申請手数料	額。ただし、新たに追加される建築物については、 <u>第49号</u> 金額の欄に定める額とする。 ア～オ 省略
<u>5.2</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)	建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、 <u>第19号</u> で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、 <u>第19号</u> で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(4) 省略
<u>5.3</u> 省略		
<u>5.4</u> 省略		
<u>5.5</u> 省略		

<u>5 8</u> 省略
<u>5 9</u> 省略
<u>6 0</u> 省略
<u>6 1</u> 省略
<u>6 2</u> 省略
<u>6 3</u> 省略
<u>6 4</u> 省略
<u>6 5</u> 省略

<u>5 6</u> 省略
<u>5 7</u> 省略
<u>5 8</u> 省略
<u>5 9</u> 省略
<u>6 0</u> 省略
<u>6 1</u> 省略
<u>6 2</u> 省略
<u>6 3</u> 省略





戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十一月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十六号

戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戸籍法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和六年三月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 鈴木 淳司

法務大臣 小泉 龍司

二 第二十四条、第四十四条及び第八十七条第二項の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 目次の改正規定(「特例」を「特例等」に改める部分に限る。)、第六章の章名の改正規定及び同章布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の項の改正規定を除く。)、第六条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の二第一項の改正規定を除く。)、及び第十四条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の改正規定を除く。)、の規定 前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

五 第五十二条の次に七条を加える改正規定、第二百二十四条の改正規定(市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長)を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。、第二百二十八条から第三百三十一条までの改正規定、第三百三十七条を改め、同条を第三百三十九条とする改正規定(第三百三十七条を改める部分に限る。)、第三百三十四条を改め、同条を第三百三十六条とする改正規定(第三百三十四条を改める部分に限る。)、及び第三百三十三条を改め、同条を第三百三十五条とする改正規定(第三百三十三条を改める部分に限る。、並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条(前号に掲げる部分を除く。))の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(第三号施行日の前日までの間等の脱替え)  
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から前条第三号に掲げる規定の施行の日(第三項において「第三号施行日」という。)の前日までの間は、この法律による改正後の戸籍法(以下「新法」という。)、目次中「第二百二十一条の三」とあるのは、「第二百二十一条の二」とする。

2 施行日から前条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、新法第二百二十一条中「指定市町村長」とあるのは、「第二百十八号第一項の規定による指定を受けている市町村長」とする。

3 第三号施行日から前条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、新法第二百二十一条の三(電子情報処理組織による戸籍事務を取り扱う市町村長の指定に係る経過措置)  
第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の戸籍法(以下「旧法」という。、)第百十八号第一項(旧法第四条において準用する場合を含む。))の規定による指定を受けている市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。、)は、施行日に新法第百十八号第一項(新法第四条において準用する場合を含む。))の規定による指定を受けたものとみなす。

(政令への委任)  
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)  
第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の項中「第一条第一項の下に」の規定により市町村が処理することとされている「を」を加え、同表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の項中「並びに」を「第二十一条の二第二項(情報提供者が第九号第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分)に限り、第二十六条において準用する場合を含む。、並びに」に改める。

別表第一に次のように加える。

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号) 第十九条の三の規定により市町村が処理することとされている事

務

(住民基本台帳法の一部改正)  
第六条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第十九条の二の次に次の一条を加える。  
(「機構」への戸籍の附票の記載事項の提供)  
第十九条の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項(番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。))の規定による通知(番号利用法第十九条第七号又は第八号に規定する情報提供者又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九号第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。))を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))に提供するものとする。

第三十条の二第二項中「地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))」を「機構」に改める。

第三十条の九の二第二項中「第二十一条」を「第二十一条又は第二十一条の二第二項(これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。))」に改める。

第五号中第四十一条の次に次の一条を加える。  
(事務の区分)  
第四十一条の二 第十九条の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二十一条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)  
第七条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二号第一号を次のように改める。

一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十号第一項(同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定に基づく戸籍簿本等(同項の戸籍簿本等又は同法第二百二十条第一項(同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の交付若しくは同法第二百二十条の三第一項(同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の戸籍電子証明書の提供(いづれも戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。、)又は同法第二百二十条の二(同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))において準用する同法第十号第一項の規定に基づく除籍簿本等(同法第十二条の二の除籍簿本等又は同法第二百二十条第一項の除籍簿本等)をいう。以下この号において同じ。))の交付若しくは同法第二百二十条の三第一項の除籍簿本等(いづれも除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。))の請求の受付及び当該請求に係る戸籍簿本等の引渡し若しくは同法第二百二十条の三第二項(同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の戸籍電子証明書提供用識別符号の提供又は除籍簿本等の引渡し若しくは同法第二百二十条の三第二項の除籍簿電子証明書提供用識別符号の提供

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)  
第八条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九号第一項中「住民票の写し」の下に「戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本」を加える。

(地方独立行政法人法の一部改正)  
第九条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付」を「戸籍簿本等、除籍簿本等、戸籍証明書若しくは除籍証明書、戸籍簿若しくは除籍簿本等、戸籍簿若しくは除籍簿本等、戸籍簿若しくは除籍簿本等の発行又は戸籍簿若しくは除籍簿本等の提供」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)  
第十条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号を次のように改める。

一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十号第一項(同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定に基づく戸籍簿本等(同項の戸籍簿本等又は同法第二百二十条第一項(同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の戸

指定市町村長は、行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等その他の法律省令で定める者をいう。）から法律省令で定めるところにより、前項の規定により発行された戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を示して戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求められたときは、法律省令で定めるところにより、当該戸籍電子証明書又は除籍電子証明書提供用識別符号に対応する戸籍電子証明書又は当該除籍電子証明書提供用識別符号に対応する除籍電子証明書を提出するものとする。

第一項の規定によりする第十条第一項の請求については、同項中「交付」とあるのは、「第二百二十条の三第三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、同項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）については、同条第三項及び第十條の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

第二百二十条の四 指定市町村長は、この法律の規定により提出すべきものとされている届書若しくは申請書又はその他の書類で戸籍の記載をするために必要なものとして法律省令で定めるもの（以下この項において「届書等」という。）を受領した場合においては、法律省令で定めるところにより、当該届書等の画像情報（以下「届書等情報」という。）を作成し、これを電子情報処理組織を使用して、法務大臣に提供するものとする。

前項の規定により届書等情報の提供を受けた法務大臣は、これを磁気ディスクに記録するものとする。

第二百二十条の五 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合において、届出又は申請を受領した市町村長が指定市町村長であり、かつ、当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長（当該届出又は申請を受領した市町村長を除く。）のうち指定市町村長であるもの（以下この項において「戸籍記載指定市町村長」という。）があるときは、法務大臣は、戸籍記載指定市町村長に対し、前条第一項の提供を受けた旨を通知するものとする。

前項の場合においては、第三十六條第一項及び第二項（これらの規定を第七十七條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、提出すべき届書又は申請書の数は、戸籍の記載をすべき市町村長の数から当該市町村長のうち指定市町村長であるものの数を減じた数に一を加えた数とする。

本籍地で届出又は申請をする場合（二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合を除く。）であつて、届出又は申請を受領した市町村長及び当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、法務大臣は、当該戸籍の記載をすべき指定市町村長に対し、前条第一項の提供を受けた旨を通知するものとする。

前項の場合においては、第三十六條第二項（第七十七條において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二百二十条の六 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受領した指定市町村長又は当該届出若しくは申請によつて戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法律省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができる。

第十条第三項及び第十條の三の規定は、前項の場合に準用する。

第二百二十条の七 前条第二項の規定は、第二百十九條の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもつて調製されている場合において、届出地及び分籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しない。

第二百二十条の八 第八條第二項の規定は、第二百十九條の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもつて調製されている場合において、届出地及び転籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しない。

第六十條に次の三條を加える。

第二百二十一条 法務大臣及び指定市町村長は、電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十一条の二 電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二百二十一条の三 法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九條第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（同法第九條第三項に規定する戸籍関係情報という。）を作成するため、第二百十九條の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができる。

第二百二十四条中「第五項までの請求」を「第五項まで」に、「の規定による請求及び第二百二十条第一項の」を「第二百二十条第一項、第二百二十条の二第一項、第二百二十条の三第一項及び第二百二十条の六第一項の規定によりする」に、「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長」を「管轄法務局長等」に改める。

第二百二十八條及び第二百二十九條中「副本並びに」を「副本」に改め、「書類」の下に「並びに届書等情報」を加える。

第二百三十條第一項中「平成十四年法律第五十一号」を削る。

第二百三十八條を第四十條とする。

第二百三十七條第三号中「届書」を加え、同条第四号中「戸籍簿本等」を「戸籍簿本等」とし、又は第二百二十条第一項の書面を交付しないを「戸籍簿本等」を「戸籍簿本等」とし、又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行をしないとき、又は戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書を提供しない」に改め、同条を第二百三十九條とし、第二百三十六條を第二百三十八條とし、第二百三十五條を第二百三十七條とする。

第二百三十四條中「含む」の下に、「以下この条において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は第二百二十條の六第一項の規定による閲覧をし、若しくは同条の規定による証明書の交付を受けた者」を加え、同条を第二百三十六條とする。

第二百三十三條中「第十條」を「第十條第一項」に、「第十條の二」に規定するを「第十條の二第一項から第五項までの規定による」に改め、「戸籍簿本等」の下に「の交付」を加え、「に規定する除籍簿本等又は第二百二十條第一項に規定する書面の交付」を「の規定による除籍簿本等の交付若しくは第二百二十條第一項の規定による戸籍証明書若しくは除籍証明書の交付を受けた者、第二百二十條の三第二項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた者又は同条第三項の規定による戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供」に改め、同条を第二百三十五條とする。

第二百三十二條を第二百三十四條とし、第九章中同条の前に次の二條を加える。

第二百三十二條 第二百二十一条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百三十三條 戸籍に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う戸籍に関する事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が、その事務に関して知り得た事項を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十五條の規定 この法律の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡便化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号、第四号において「情報通信技術利用法改正法」という。）の公布の日をいづれか遅い日

# 参考

## (抜粋)

戸籍法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

### 法律第十七号

戸籍法の一部を改正する法律

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「特例」を「特例等」に、「第二百二十条」を「第二百二十一条の三」に、「第二百二十一条」を「第二百二十二条」に、「第二百二十八条」を「第二百四十条」に改める。

第一条第一項中「事務は」の下に「この法律に別段の定めがあるものを除き」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「規定により市町村長が処理することとされている」を加える。

第三条第二項中「の長」の下に「以下「管轄法務局長等」という。」を加え、同項の次に次の一項を加える。

管轄法務局長等は、市町村長から戸籍事務の取扱に関する照会を受けたときその他前項の規定による助言若しくは勧告又は指示をするために必要があるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができる。

第二十四条第一項ただし書中「但し、その錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものである」とを「ただし、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から市町村長において訂正の内容及び事由が明らかである」と認め、同条第二項を次のように改める。

前項ただし書の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることが出来る。

第二十四条第二項の次に次の一項を加える。  
前項の規定にかかわらず、戸籍の訂正の内容が軽微なものであつて、かつ、戸籍に記載されている者の身分関係についての記載に影響を及ぼさないものについては、同項の許可を要しない。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。  
第二十七条の三 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができる。

一 届出の受理に際し、この法律の規定により届出人が明らかにすべき事項が明らかにされていないとき。

二 その他戸籍の記載のために必要があるとき。

第四十四条第三項中「第二十四条第二項の規定は、前二項の催告をすることができない場合及び催告をして届出をしない場合に、同条第三項」を「第二十四条第四項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項の催告をすることができないとき、又は催告をしても届出がないときは、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の記載をすることが出来る。

第八十七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「及び任意後見人」を「任意後見人及び任意後見受任者」に改める。

第一百一条中「前条第二項の場合には」を削る。  
第一百四条の三中「管轄法務局長又は地方方法務局長」を「管轄法務局長等」に改める。  
第一百四条中「生ずべき行為」の下に「第六十条、第六十一条、第六十六条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条及び第七十六条の規定によりする届出に係る行為を除く。」を加える。

第六章の章名中「特例」を「特例等」に改める。  
第六十八条第一項中「法務省令の」を「法務省令で」に改め、その全部又は一部を削り、電子情報処理組織の下に「法務大臣の使用に係る電子計算機(磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。))及び入出力装置を含む。以下同じ。))と市町村長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。」を加え、ことが出来る」を「ものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織によって取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍として法務省令で定めるものに係る戸籍事務については、この限りでない。

第一百八条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加える。  
第一百九条第一項中「これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することが出来る物を含む。以下同じ。」を削る。

第一百九条の次に次の一条を加える。  
第一百九条の二 前条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本は、第八條第二項の規定にかかわらず、法務大臣が保存する。

第二百二十条第一項中「前条」を「第二百十九条」とし、「又は除かれた戸籍に」を「に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下「戸籍証明書」という。))又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に」に「又は一部」を「若しくは一部」に改め、「書面」の下に「以下「除籍証明書」という。))」を加え、同条第二項中「前項の磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書又は除籍証明書」に改める。

第二百二十条の次に次の七条を加える。  
第二百二十条の二 第一百九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されたときは、第二十条第一項(第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条、第三項を除く。))において同じ)の請求は、いずれの指定市町村長(第百八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。))に対してもすることが出来る。

前項の規定によりする第十條第一項の請求(本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。))については、同条第三項及び第十條の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、当該請求をする者」とする。

第二百二十条の三 前条第一項の規定によりする第十條第一項の請求は、戸籍電子証明書(第百九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるもの)をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))又は除籍電子証明書(第百九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。))についてもすることが出来る。

前項の規定によりする第十條第一項の請求があつたときは、指定市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号(当該請求に係る戸籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるもの)をいう。以下同じ。))又は除籍電子証明書提供用識別符号(当該請求に係る除籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるもの)をいう。以下同じ。))を発行するものとする。